

日 絹 月 報

令和3年10月号 第526号

発行：一般社団法人日本絹人織織物工業会
日本絹人織織物工業組合連合会
Tel 03-5244-4243
URL <http://www.kinujinsen.com>

本号の主なニュース

1. 令和4年度経済政策の重点、概算要求・税制改正要望について
2. 下請取引適正化推進月間の実施について
3. 事業者の実情に応じた資金繰り支援等の徹底について要請
4. 「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を閣議決定
5. 緊急事態措置・まん延防止等重点措置全面解除後の「月次支援金」の延長について

◇ 令和4年度経済政策の重点、概算要求・税制改正要望について ◇

令和3年8月31日
経済産業省
中小企業庁

令和4年度経済政策の重点のうち、地域・中小企業・小規模事業者関係の概算要求等のポイントは、以下のとおり。

I. コロナ禍の経済情勢に応じた適確な対応

～中小企業・小規模事業者・個人事業主等の事業継続・再構築などに必要な支援～

コロナ禍の事業者に対する資金繰り支援、月次支援金の給付、イベントの再開支援など、厳しい状況に直面する事業者が、足下で必要な事業継続のための支援を、着実かつ迅速に実施中。資金繰り支援については、引き続き万全を期していく。

コロナの影響の長期化や最低賃金の引上げといった環境下において、中小企業・小規模事業者等の雇用・技術といった経営資源を活かし、事業価値の向上を実現するため、事業者に寄り添いながら事業再構築、承継・再生、生産性向上の支援や取引適正化などを進めていく。

(1) 事業継続のための着実な支援

コロナ禍の中小企業・小規模事業者・個人事業主等に対し、資金繰り支援、月次支援金等の給付（令和2年度予備費等：6,979億円）、イベントの再開支援（令和2年度一次補正、三次補正、予備費：1,594億円）など、足下で必要な事業継続のための支援を着実かつ迅速に実施中。資金繰り支援について、引き続き万全を期していく。

(2) 事業再構築・承継・再生を目指す事業者の後押し

【298億円(185億円)＋中小機構交付金182億円(177億円)の内数】事業再構築補助金（令和2年度三次補正：1兆1,485億円）について、随時運用改善を行いながら、新分野展開や業態転換等の果敢な取組への支援を行っているところ。引き続き、これらの取組を支援するとともに、併せて事業承継・引継ぎ・再生を押し進める。

○ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業 【25.4億円(新規)】

○中小企業再生支援・事業承継総合支援事業 【159.1億円(95.0億円)】

○事業承継・引継ぎ・再生支援事業 【47.1億円(16.2億円)】等

中小企業・小規模事業者における事業承継を更に推進するため、事業承継ガイドラインの改訂や事業引継ぎ後の経営統合に関するガイドラインの策定等を行う。加えて、過剰な債務を負う中小企業・小規模事業者の再生を後押しするため、事業再生のための私的整理等のガイドラインの策定を検討する。

(3) 生産性向上による成長促進

【236億円(169億円)＋中小機構交付金182億円(177億円)の内数】コロナの影響の長期化への対応や賃上げ原資の確保等のため、生産性革命補助金（令和元年度補正：3,600億円、令和2年度三次補正：2,300億円）を通じ、設備投資・販路開拓・IT導入を促進しているところ。引き続き、研究開発促進・海外進出支援・DX等も含め、生産性の向上を図っていく。

○成長型中小企業等研究開発支援事業(サポイン事業等)

【162.6億円(109.0億円)】

○海外展開のための支援事業者活用促進事業(JAPANブランド育成等支援事業等)

【9.4億円(8.0億円)】

○展示会等のイベント産業高度化推進事業

【3.8億円(3.3億円)】

○共創型サービスIT連携支援事業

【5.0億円(5.0億円)】

(4) 取引環境の改善をはじめとする事業環境整備等

【398億円(365億円)＋中小機構交付金182億円(177億円)の内数】賃上げが可能な環境の整備にも寄与する「生み出した価値を中小企業・小規模事業者に着実に残す」ための取引環境の改善や、よろず支援拠点・中小企業支援機関による

経営相談体制の強化等、中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境の整備を図っていく。

- 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【60.0億円(40.9億円)】
- 小規模事業者対策推進等事業【55.9億円(53.2億円)】
- 中小企業取引対策事業【13.5億円(9.8億円)】
うち1.8億円はデジタル庁計上
- 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業【10.5億円(5.5億円)】
- 中小企業・小規模事業者人材対策事業【11.1億円(10.5億円)】
- 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【12.8億円(10.8億円)】

価格決定方法等の取引適正化に重点的に取り組むことを企業が宣言する「パートナーシップ構築宣言」(2020年7月開始)について、2021年度中の2,000社の宣言を目指して、更なる利用拡大に向けた普及・啓発を行っていく。

II. コロナ禍を経て、新たな付加価値を中長期的に獲得し、成長を続けられる産業構造の構築

II-1 求められる「価値」の実現と「経済」の好循環の同時達成

(3) 「経済」×「分配」=包摂的成長～誰もが実感できる成長の実現～

【303億円(177億円)+IPA 交付金58億円(58億円)の内数
+JETRO 交付金265億円(253億円)の内数】

地域の課題解決やイノベーション促進地域特性を生かしたDX、地域への対日直接投資の促進等を通じて、地域の持続的な発展を促進する。

②強靱な地域経済

兼業・副業の活用等による人手不足等の地域課題解決・イノベーション促進を図るため、地域内外のベンチャー企業・中小企業等が自治体と連携し、地域の社会課題解決と収益性の両立等を目指す取組を推進する。

- 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業【10.2億円(5.6億円)】
- 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業【10.5億円(5.5億円)】(再掲)
- 伝統的工芸品産業振興補助金【7.2億円(7.2億円)】
- 伝統的工芸品産業支援補助金【3.6億円(3.6億円)】

地域企業のデジタル化・DXを地域ぐるみで支援する体制の整備を促進するとともに、地域の特性・強みとデジタル技術を掛け合わせた新たなビジネスモデルの構築に向けて地域企業等が行う実証を支援し、地域発のデジタルイノベーションの先行事例の創出・普及を図る。

- 地域未来DX投資促進事業【16.9億円(11.7億円)】

令和4年度税制改正に関する、地域・中小企業・小規模事業者関係の要望のポイントは、以下のとおり。

2. コロナ禍の経済情勢に対応する中小企業・小規模事業者の事業継続・成長への支援

(1) 交際費課税の特例措置の延長

- ・ 中小企業の交際費を800万円まで全額損金算入を可能とする特例措置を延長する。

(2) 中小企業の負担軽減・事業効率向上等を通じた生産性向上（デジタル化等）

- ・ 中小企業の負担軽減や、デジタル化等による事業効率・事務処理能力の向上を通じて生産性向上を図るため、中小企業による30万円未満の少額の減価償却資産（例. 情報通信関連機器等、1社につき年間300万円まで）の即時償却を可能とする特例措置の延長をはじめ、中小企業を取り巻く環境変化や対応状況等の実態を踏まえて必要な措置を講ずる。

(3) コロナ禍等を踏まえた法人版・個人版事業承継税制に関する検討

- ・ コロナ禍の影響も含め、事業承継の実施状況や本税制の活用状況等を踏まえ、法人版・個人版事業承継税制における円滑な事業承継の実施のための措置について検討する。

(4) 土地に係る固定資産税における所要の措置の検討

- ・ 土地（商業地等）に係る固定資産税について、社会経済情勢、地価動向等を踏まえ、必要な検討を行い、所要の措置を講じる

V. 制度整備・改善

○ 中小企業に対するセーフティネット制度の適正化

（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

新型コロナウイルスによる影響で倒産や休廃業件数の増加の可能性等を踏まえ、中小企業に対するセーフティネット制度の適正化を図る。その際、必要な税制のあり方について既存制度・運用の見直しを含め、検討する。

○ 小規模企業等に係る税制のあり方の検討

（所得税、個人住民税）

個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るため、外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる業務に関する文書における印紙税の非課税措置の検討

（印紙税）

機構法に掲げる業務に関する文書について、機構法改正に伴い助成業務の範囲が拡充されたことを踏まえ、印紙税法に基づく非課税 文書の範囲を検討する。

VI. 新設・延長・拡充


- 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長
(登録免許税、不動産取得税)
認定を受けた経営力向上計画に基づいて合併や会社分割等の再編・統合を行った際に発生する登録免許税、不動産取得税を一定割合軽減する措置について、適用期限の延長(2年間)を図る。

◇ 下請取引適正化推進月間の実施について ◇

令和3年10月1日
中小企業庁
公正取引委員会

中小企業庁及び公正取引委員会は、下請取引の適正化について、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)の迅速かつ的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法(以下「下請振興法」という。)に基づく振興基準の遵守を指導すること等を通じ、その推進を図っています。特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っています。本年度は以下の取組を行います。

1. 普及・啓発事業

1. 下請取引適正化推進講習会の開催(公正取引委員会との連携事業)
オンライン(適正取引支援サイト)により、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請法及び下請振興法の趣旨・内容を周知徹底します。
詳しくは[こちら](#)  (11月頃掲載予定)
2. 適正取引講習会(テキトリ講習会)の開催(中小企業庁独自事業)
日頃感じている、下請取引における疑問や不安を一挙に解決します。親事業者と下請事業者の適正な取引の推進を図るため、インターネットを活用したオンライン形式での講習会の実施等により、下請法等の普及・啓発を行います。
詳しくは[こちら](#)
3. 下請かけこみ寺の利用促進(中小企業庁独自事業)

「下請かけこみ寺」（全国48か所に設置）では、中小企業の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスをを行います。

詳しくは[こちら](#)

4. 広報誌等への掲載・掲示（公正取引委員会との連携事業）

ホームページ、メールマガジンを通じた広報。都道府県や中小企業関係団体、事業者団体等の機関誌等を通じた広報。

2. 令和3年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語

（公正取引委員会との連携事業）

下請取引を行っている事業者に「下請取引適正化推進月間」を認知して頂くことを目的として、キャンペーン標語の一般公募を行ったところ、全国から148点の御応募がありました。その中から、公正取引委員会における厳正な審査の結果、入選作品5点を選定し、その中から、キャンペーン標語となる特選作品を決定しました。キャンペーン標語は、下請取引適正化推進講習会テキストの表紙などに使用するほか、全国各地で実施する下請取引適正化推進講習会で紹介することにより、事業者のコンプライアンス向上に資するよう幅広く活用します。

【特選作品】

トラブルの未然防止に 発注書面 (桐生 奈津さん・東京都)

【入選作品】

約束は 書面交付で 確実に (松井 研治さん・愛知県)

発注は 書面の交付が 第一歩 (早川 俊章さん・東京都)

書面交付で 「言った 言わない」 言わせない (野上 宗幹さん・東京都)

書面化で 形にしよう 信頼を (岡本 優里さん・千葉県)

担 当

中小企業庁事業環境部 取引課長 遠藤

担当者：内川、上田 ※本資料に関するお問い合わせ先

浅田、野中 ※「1. 普及・啓発事業（2）、（3）」に関するお問い合わせ先

電話：03-3501-1511（内線5291～7）

03-3501-1669（直通）

03-3501-6899（FAX）

◇ 事業者の実情に応じた資金繰り支援等の徹底について要請 ◇

令和3年9月10日
経済産業省
中小企業庁


経済産業省は、財務省や金融庁等の関係省庁とともに、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により緊急事態宣言が再延長されたこと等に伴い、外出自粛要請や休業要請、時短要請、イベント開催制限等による事業者の更なる影響を十分に踏まえつつ、事業者の業況や資金ニーズを積極的に把握した上で、資金繰り支援等に引き続き全力を挙げて丁寧かつ迅速に対応していただくよう、関係金融機関に対し、以下のとおり要請しました。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により緊急事態宣言が再延長されたこと等を踏まえ、9月10日(金曜日)、関係金融機関に対し、感染症の影響を受けている事業者の実情に応じた資金繰り支援等を徹底するため、

- 事業者への影響が深刻化する中、改めて、事業者の業況を積極的に把握し、ニーズに応じたきめ細やかな支援を徹底すること
- 各種支援金の給付までのつなぎ融資など追加融資について、事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、丁寧かつ親身に対応すること
- 条件変更について、返済期間・据置期間の長期延長等、最大限柔軟な対応を継続すること
- メイン・非メイン先の別、既存顧客・新規顧客の別、プロパー融資・信用保証協会保証付き融資の別にかかわらず、能動的に本業支援に取り組むこと

等を要請しました。

関連資料

[各機関への配慮要請文 \(PDF形式: 251KB\)](#) 

担当

中小企業庁金融課長 神崎

担当者：海老原、菊地、藤岡

電話：03-3501-1511 (内線 5271)

03-3501-2876 (直通)

03-3501-6861 (FAX)

◇ 「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を閣議決定 ◇

令和3年9月24日
経 済 産 業 省
中 小 企 業 庁

本日、官公需における中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を閣議決定しました。





概 要

本日、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約比率や、新規中小企業者（創業10年未満の中小企業・小規模事業者）を含めた中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るための措置事項を定める「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）を閣議決定しました。

今年度の基本方針では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、中小企業・小規模事業者に対してこれまで以上に配慮する観点から、中小企業・小規模事業者向け契約目標は、国等全体として61%、新規中小企業者向け契約目標は、引き続き3%と設定しました。

また、最低賃金額の大幅な引上げが予定されていることから、受注者である中小企業・小規模事業者が最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図ることができるよう柔軟に契約額の変更に応じること、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮を強化するため、入札参加機会の確保のための柔軟な対応を行うこと等を明記しました。

関連資料

- [官公需法に基づく「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について（概要）（PDF形式：56KB）](#) 
- [令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について（閣議決定）（PDF形式：214KB）](#) 
- [（参考）令和2年度契約実績（PDF形式：229KB）](#) 
- [（参照条文）官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（抄）（PDF形式：81KB）](#) 

担 当

中小企業庁事業環境部取引課長 遠藤

統括官公需対策官 芦立、官公需担当 中谷

電話：０３－３５０１－１５１１（内線 ５２９１～７）

０３－３５０１－１６６９（直通）

０３－３５０１－６８９９（FAX）

◇ 緊急事態措置・まん延防止等重点措置全面解除後の「月次支援金」の延長について ◇

令和３年１０月１日

経済産業省

中小企業庁

経済産業省は、緊急事態宣言が解除される１９都道府県による時短要請や外出自粛要請の影響により、売上減少要件を満たす事業者に対しては、１０月分まで、月次支援金による支援を行います。

内 容

経済産業省では、緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置に基づく、飲食店の休業・時短営業や外出・移動の自粛の影響により、売上が大幅に減少した事業者に対して、月次支援金を支給してきました。

本日から、緊急事態宣言は全面解除されましたが、政府の基本的対処方針では、今回、緊急事態宣言が解除された１９の都道府県においては、１か月までを目途として、飲食店に対する時短要請等を行うこととされています。

これを踏まえ、この１９の都道府県による時短要請や外出自粛要請などの影響を受ける事業者の皆様に対しては、これまでと同様、業種・地域を問わず、１０月分まで、月次支援金を支給します。

詳細についてはこちらから御確認ください。

・ [月次支援金事務局ホームページ](#)

・ [月次支援金ホームページ](#)

担 当

中小企業庁長官官房総務課

担当者：森、奥田

電話：０３－３５０１－１５１１（内線 ４２３１）

０３－３５０１－１７６８（直通）

０３－３５０１－６８０１（FAX）

動 向

- 9月13日 日本繊維産業連盟 第1回 責任ある企業行動ガイドライン
- 9月24日 当会 正副会長・正副理事長会議
- 10月21日 ケケン試験認証センター 理事会
- 10月22日 当会 工業会・連合会 理事会

会議予定

- ☆ 日本繊維産業連盟 第140回通商問題委員会
11月 5日(金) 14時 ~ 16時 於：オンライン開催
- ☆ 第10回 日中韓繊維産業協力会議
11月16日(火) 9時50分 ~ 16時30分 於：オンライン開催
帝国ホテル大阪
- ☆ 日本繊維産業連盟 令和3年第2回常任委員会
12月15日(水) 13時30分 ~ 17時 於：野村コンファレンスプラザ日本橋
- ☆ 日本繊維産業連盟 令和4年総会、新春講演会並びに賀詞交歓会
1月13日(木) 役員総会 14時30分 ~ 16時50分
新春講演会 17時 ~ 17時50分
賀詞交歓会 18時 ~ 19時30分
於：東京プリンスホテル

イベント

- ☆ TANGO TEXTILE EXHIBITION 第72回丹後織物求評会
展示 一般公開
10月23日(土) ~ 31日(日) 10時 ~ 16時
会 場：丹後織物工業組合 特設会場
- ☆ 第26回全国染織作品展
10月23日(土) ~ 11月28日(日) 9時30分 ~ 17時
(入館16時30分まで)
会 場：横浜 シルク博物館

☆ 十日町・塩沢・小千谷 越後にいがた染と織の逸品展

【東京】

11月 9日(火) 11時～17時

10日(水) 9時～16時

会場：綿商会館4・5F

【京都】

11月16日(火) 14時30分～17時

17日(水) 9時～17時

18日(木) 9時～13時30分

会場：京都市 丸池藤井ビル3F

☆ 第119回博多織求評会

11月10日(水)～12日(金) 【審査会】

13日(土) 10時～17時 【一般公開】

14日(日) 10時～15時 【一般公開】

会場：萬松山 勅賜 承天禅寺

☆ いしかわ「次代を創る可能性素材展」

11月11日(木) 10時～19時

12日(金) 10時～17時

会場：With HARJUKU 3F Hall

☆ JFW JAPAN CREATION 2022

12月 7日(火)～8日(水) 10時～18時

会場：東京国際フォーラム ホール E1

☆ Premium Textile Japan 2022 Autumn/Winter

12月 7日(火)～8日(水) 10時～18時

会場：東京国際フォーラム ホール E2

官公庁・団体からの案内情報

《 経済産業省省 》

・事業再構築補助金

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html

- ・生産性革命推進事業
 - ものづくり補助金 <https://seisansei.smrj.go.jp/pdf/0101.pdf>
 - 小規模事業者持続化補助金 <https://seisansei.smrj.go.jp/pdf/0102.pdf>
 - IT導入補助金 <https://seisansei.smrj.go.jp/pdf/0103.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症関連
 - ～経済産業省の支援策（2021年10月7日時点）～
 - <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

《 厚生労働省 》

- ・年次有給休暇取得促進特設サイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>
- ・働き方・休み方改善ポータルサイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
- ・《ラベルでアクション》～事業場における化学物質管理の促進のために～
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/seisakunitsuite/bunya/0000135046.html>
- ・テレワーク・セミナー開催のお知らせ
<https://kagayakutelework.jp/seminar/>